

西宮市狭あい道路拡幅整備要綱における
法第 42 条第 2 項道路に係る道路後退について

令和 6 年 1 月制定

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

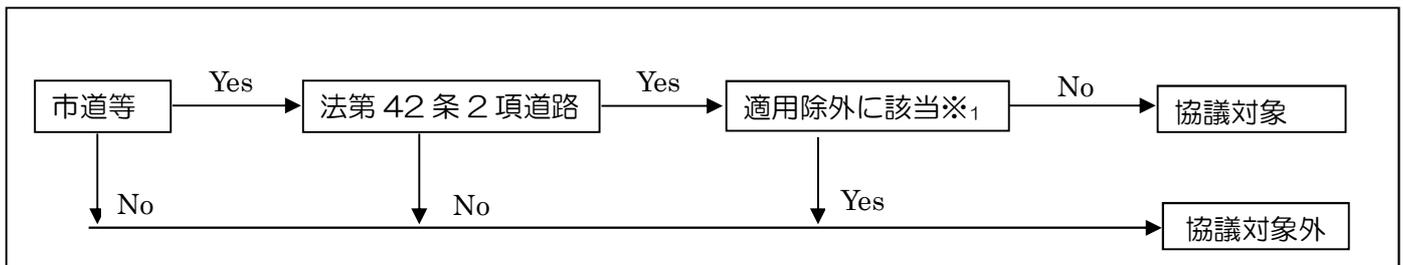
I. 目的

この要領は、西宮市狭あい道路拡幅整備要綱において、申請者又は申請代理人に対して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号（以下「法」という。）第 42 条第 2 項道路に係る後退方法についての協議の際の事務処理方針を示したものであり、協議の円滑な運用を目的とするものです。

II. 対象

市道等で建築基準法第 42 条第 2 項道路に接する敷地で西宮市狭あい道路拡幅整備要綱の申請を予定しているものが協議対象となります。

※₁ 狭あい道路拡幅整備事業の概要、適用除外については市街地整備課で確認してください。



「市道等とは？」

西宮市道路管理者が管理する道路で、道路法第 3 条第 4 項に規定する市道、及び法定外道路があります。市道等は「土木調査課」で確認することができます。

関係規定の抜粋

建築基準法

（道路の定義）

法第 42 条

2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際に現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル（同項の規定により指定された区域内においては、三メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

Ⅲ. 協議申請

1. 提出時期

西宮市狭あい道路拡幅整備申請前に後退位置の協議が必要です。

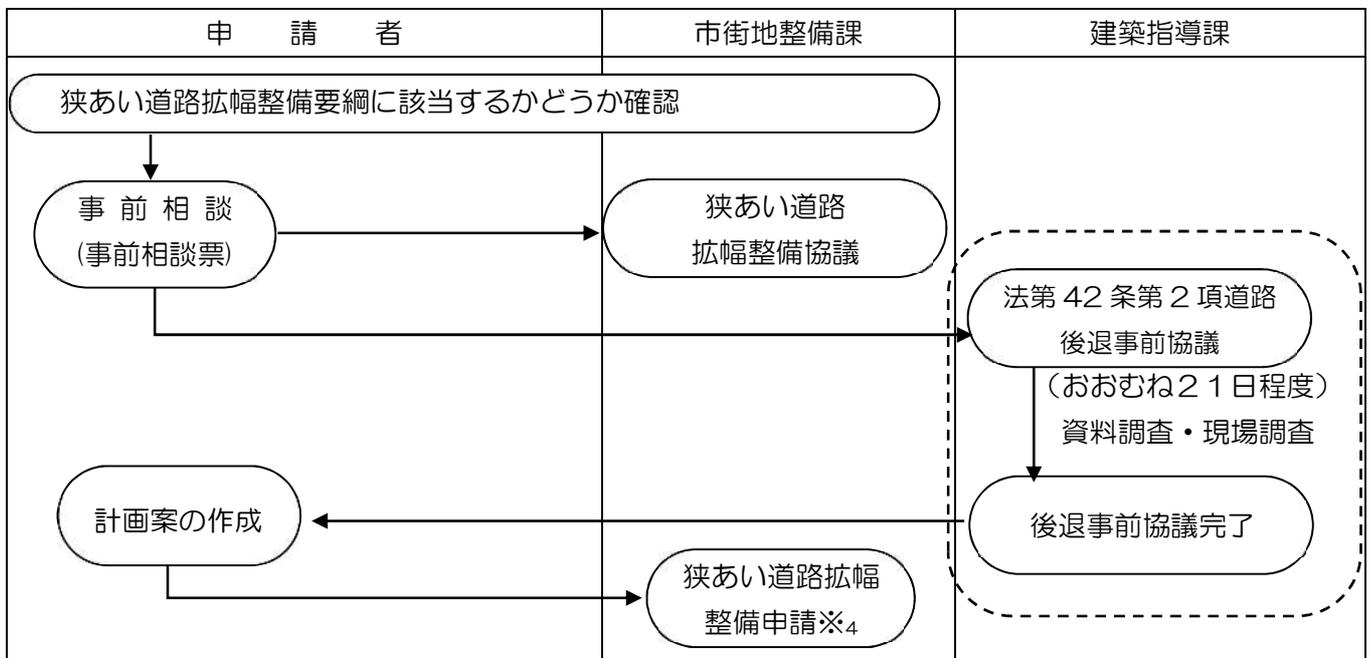
2. 提出書類等：1部

1	事前相談票	建指第 27 号様式
2	付近見取図	1/2500 白地図
3	現況測量図	確認申請予定地及び前面道路の直近の現況測量図 ※ ₃ 現況測量図の記載内容を参照
4	公図（字限図・国土調査図等）	計画敷地、後退部分で発行の日から3ヶ月以内のもの。（写し又は法務省の登記情報提供制度で取得した登記情報）
5	現況写真	道路の形態がわかるもの
6	その他	境界確定図、道路台帳以外の道路に関する資料の写し、周辺の概要書（検査済証の有無）等

※₃：現況測量図の記載内容

- 図面は A3 1/100（もしくは 1/200）としてください。
- 方位、申請地の住所、道路現況物（L 型側溝背面、塀、縁石、エラストイト、目地、鋳、金属鋳等）を記載してください
- 敷地両端部及び曲がり点での現況寸法及び後退寸法を記載してください
- 申請地全面及び対岸地、周辺地で境界（区域）確定がされている（もしくはその予定がある）場合、確定（予定）線の位置を復元し、記載してください

3. 協議の流れ



※₄：狭あい道路拡幅整備申請を行うにあたっては、建築指導課の事前相談済番号の記載が必要です。

令和 6年1月制定

この要領のお問い合わせは、

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

TEL0798-35-3704

19の2に20240101